

保育等作業労働力確保対策事業費補助金交付要綱

制 定 令和6年7月26日第202400110544号
最終改正 令和7年1月15日第202400237906号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、保育等作業労働力確保対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、皆伐再造林後に必要となる下刈り等の保育作業の労働力確保及び省力化のための機械導入を支援することにより、皆伐再造林を推進し、もって森林資源の循環利用による持続可能な林業経営の実現を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長（以下「地方事務所長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(交付決定前着手)

第6条 事業の着手は、原則として、前条第2項の交付決定通知後に行うものとする。ただし、4月30日までに本補助金の交付申請が行われたものに限り、交付決定前に着手することができる。

2 前項ただし書の規定により事業に着手したものについては、申請年度の4月1日から交付決定の日までの間に実施した事業を本補助金の対象にすることができる。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めがない財産については、農林水産部長が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして農林水産部長が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所長に提出する書類は、1部とする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。ただし、令和6年度事業における第6条の規定の適用については、同条中「4月30日までに」とあるのは「9月30日までに」とする。

附 則

1 この改正は、令和7年1月15日から施行する。

2 この要綱の改正前に交付決定を受けた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第3条、第7条関係） その1

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
保育省力化機械導入 モデル支援事業	林業事業体	皆伐再造林地における下刈り等の保育作業の省力化のために必要な林業機械のリース導入に要する経費とし、以下の算式で算出した額のうち、いずれか低い額 (1) リース物件価格×(リース期間/法定耐用年数) (2) リース物件価格－残存価格	1/2以内 ただし、1台当たりの補助金の上限は250万円とする。	(1) 補助金の増 (2) 機種の新設又は中止及び廃止

(注)

- 1 本事業は、国交付金事業又は他の国庫補助事業の採択要件を満たしていない場合（国から交付割当の内示がなかった場合を含む。）等を実施できるものとする。
- 2 この要綱において「林業事業体」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体
 - (2) 造林業、育林業又は素材生産業を営む者
 - (3) 前号に掲げる者の組織する団体
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、造林又は育林の事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人
- 3 第3欄の算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税及び地方消費税を除く額とし、リース期間は、借受者（事業実施主体）がリース物件を借り受ける日から当該リース期間の満了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。
- 4 リース契約の条件
リース契約の内容が、次の要件を全て満たすこと。
 - (1) リース物件はリース事業者が当該物件の製造又は販売業者等から新たに購入するものであり、リース期間は大蔵省令に定める法定耐用年数の70%以上（1年未満の端数は切り捨てる。）で法定耐用年数以内であること。
 - (2) リース料の水準その他リースの条件が妥当なものであり、リース期間満了後のリース物件は、再リース又はリース事業者への返還若しくは廃棄がなされるものであること。
 - (3) リース物件価格（消費税及び地方消費税を除く。）を明記すること。
 - (4) 機械の導入年度に補助金相当額がリース事業者を支払われる旨記載されており、かつ、支払うリース料はこれを差し引いた額を基に算出されていること。

5 実績報告及び交付金の支払

- (1) 事業実施主体は、リース物件の導入後速やかに実績報告書を地方事務所長に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金を受領した場合、4の(4)に基づき、遅滞なくリース事業者に補助金相当額を支払うものとする。
- (3) 事業実施主体は、リース事業者への補助金相当額の支払が完了したときは速やかに領収書等の証拠書類を地方事務所長に提出し、地方事務所長はこれを確認するものとする。

6 実施状況報告

事業実施主体は、導入した機械による事業の実施状況について、リース期間中の毎年度調査を行い、その結果を各調査年度の翌年度の8月末までに様式第3号により地方事務所長に報告するものとする。

7 途中解約の禁止

事業実施主体は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業実施主体がリース会社に支払うものとする。

8 補助金の返還

地方事務所長は、事業実施主体からリース物件の貸付期間中、実施状況報告により当該機械の利用状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、事業実施主体に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

- (1) リース契約を解約し、又は解除したとき
- (2) 事業実施主体が経営を中止したとき
- (3) 貸付期間中に借り受けた機械が滅失したとき
- (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (5) リース契約の内容に定められた契約内容に合致しないことが明らかになったとき
- (6) 実施状況報告等を怠ったとき
- (7) 森林関係法令の違反等不適切な行為を行ったとき

別表（第3条、第7条関係） その2

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
保育等の短期労働力確保支援事業	林業事業体	保育作業等に従事する林業労働者を新たに雇用した場合の賃金等 ただし、対象となる林業労働者は、次の要件を全て満たす者に限る。 （1）申請年度の4月1日以降に新たに雇用し、1か月以上継続して雇用した者 （2）補助対象期間の給与の総支給額（各種手当を含む。）が1か月当たり10万円以上である者 （3）申請年度に、緑の雇用支援事業の対象（予定を含む。）になっていない者 （4）鳥取県内に在住している者	定額 5万円／人・月 ただし、補助対象期間は1か月単位とし、1人当たり3か月（15万円）を上限とする。	補助金の増

(注)

1 雇用期間が年度をまたぐ場合の特例

第3欄のただし書(1)の規定に関わらず、前年度の2月1日以降に新たに雇用され、前年度事業を活用した者については、補助対象期間が前年度事業と連続する場合に限り補助対象とすることができる。

様式第1号（第4条、8条関係） その1（保育省力化機械導入モデル支援事業の場合）

年度 保育等作業労働力確保対策事業計画（報告）書
（保育省力化機械導入モデル支援事業）

1 事業の目的

注）保育作業における課題、機械導入により見込まれる成果、対象とする施業地の条件（地形等）等を記載すること。

2 事業計画（実績）

機械名称	
メーカー、諸元、仕様等	
数量（台数、期間）	
補助対象経費 （算式も記載すること）	
補助金額	
備考（選定理由等）	

3 収支予算（精算）

（1）収入の部 （単位：円）

区分	予算額	（決算額）	（増減額）	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
計				

（2）支出の部 （単位：円）

区分	予算額	（決算額）	（増減額）	備考
計				

4 事業完了（予定）年月日
年 月 日

5 他の補助金の活用の有無

活用の有無	1 有	2 無
補助金名		
事業内容		
問合せ先	部署名・団体名	電話番号

注1) 他の補助金の活用の有無について、該当する番号を○で囲むこと。

注2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

6 添付書類

[交付申請時に添付]

(1) 見積書

(2) リース契約書（案）

注) 別表その1の注4のリース契約の条件を満たすことが確認できるもの。

(3) 導入する機械のカタログ等

[実績報告時に添付]

(1) リース契約書の写し

(2) 導入した機械の写真

年度 保育等作業労働力確保対策事業計画（報告）書
（保育等の短期労働力確保支援事業）

1 事業の目的

注）労働力不足が生じている作業種、時期等、林業労働者を新たに雇用する理由を記載すること。

2 事業計画（実績）

対象者名	雇用期間		補助対象月数
	年 月 日	～ 年 月 日	か月
	年 月 日	～ 年 月 日	か月
	年 月 日	～ 年 月 日	か月
	年 月 日	～ 年 月 日	か月
	年 月 日	～ 年 月 日	か月

注1）申請時に対象者が未定の場合は、対象者名は空欄とし、雇用予定期間のみ記載すること。

注2）雇用期間の定めがない場合は、雇用開始（予定）日のみ記載すること。

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
県補助金				
自己資金				
その他				
計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
給与				
計				

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 他の補助金の活用の有無

活用の有無	1 有	2 無
補助金名		
事業内容		
問合せ先	部署名・団体名	電話番号

注1) 他の補助金の活用の有無について、該当する番号を○で囲むこと。

注2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

6 雇用・業務従事実績（実績報告時に記載）

対象者氏名	(年齢) 歳 (居住市町村)					
雇用契約の締結日	年 月 日					
雇用条件	1 雇用期間の定めなし 2 雇用期間の定めあり (年 月 日 ~ 年 月 日)					
雇用期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
補助対象期間及び月数	年 月 日 ~ 年 月 日 (か月)					
補助対象期間中の 従事日数	4月	日	8月	日	12月	日
	5月	日	9月	日	1月	日
	6月	日	10月	日	2月	日
	7月	日	11月	日	3月	日
主な業務内容						

注1) 対象者毎に作成すること。

注2) 事務調査の際に、雇用契約書又は労働条件通知書と賃金台帳を確認するので提示すること。

（団体名）
（代表者名） 様

職 氏 名

年度保育等作業労働力確保対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった保育等作業労働力確保対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、保育等作業労働力確保対策事業費補助金交付要綱（令和6年7月26日付第202400110544号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

所在地
名称
代表者

年度保育等作業労働力確保対策事業
（保育省力化機械導入モデル支援事業）に係る
実施状況報告（ 年度分）

このことについて、下記のとおり実施状況を報告します。

記

1 省力化機械の名称及びリース期間

2 省力化機械を使用した保育の実施状況

項目	単位	1年目 ○年度	2年目 ○年度	3年目 ○年度	4年目 ○年度	5年目 ○年度	最終年度 ○年度
皆伐再造林面積	ha						
下刈り面積	ha						
うち導入機械使用	ha						
稼働時間	時間						
稼働日数	日						

注）リース期間満了年度を最終年度とする。

3 省力化機械導入による成果と課題

（1）成果

（2）課題

注1）成果については、機械使用箇所における1haの実施に要した人工数と、人力による施業地の人工数又は森林環境保全整備事業における標準単価の設定に用いる人工数を比較する等により分析すること。

注2）課題については、課題に対する対応策も併せて記載すること。